

愛知県立芸術大学文化財保存修復研究所受託事業取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県立芸術大学保存修復研究所規程第7条に基づき、文化財保存修復研究所（以下「研究所」という。）における受託事業の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 受託事業は、本学の業務運営上有意義であり、本来の教育研究に支障を生じるおそれがなく国内外における芸術文化振興や社会貢献に資することができるものと認められる場合に限り行うことができるものとする。

(事業費の見積)

第3条 文化財保存修復研究所長（以下、「所長」という。）は、本学に受託事業を委託しようとする者（以下「委託申込者」という。）から申し出を受けたときは、研究所内で申し出の内容を確認したうえで、委託申込者に対して別紙様式1による見積書を提示するものとする。

2 見積額は、次に掲げる経費の合計額とする。

(1) 受託事業の遂行に必要な作業費、材料費、その他直接的な経費

(2) 受託事業の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）

3 間接経費は、受託事業費の20パーセントに相当する額とする。

(委託の申し込み)

第4条 所長は、委託申込者に対して別紙様式2による受託事業申込書を提出させるものとする。

(受託の決定)

第5条 前条の申し込みに基づく受託事業の受入は、研究所運営委員会（以下「委員会」という。）で審議したうえで、所長が決定する。

(契約の締結)

第6条 所長は、前条に基づき受入を決定したときは、理事長に別紙様式3による契約書の締結を依頼するものとする。

2 前項の規定に関わらず、委託者が別に固有の契約書様式を有する場合には、その様式に基づく契約書により契約できるものとする。

(請求)

第7条 所長は、委託者が所定の期日までに事業費の納付を行えるよう、原則として事業開始前に委託者に対して請求書を送付するものとする。但し、前条で規定する契約書に別途合意のある場合はその限りではない。

(対象物件等の預かり)

第8条 所長は、受託事業の遂行のため、委託者から対象作品等を預かる場合は、委託者に対して別紙様式4による預かり書を発行し、対象作品等の返却の際に同預かり書において返却確認を受けるものとする。

(検収)

第9条 所長は、受託事業が完了したときには、委託者に対して別紙様式5による検収書の提出を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、委員会の議を経て所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

受 託 事 業 御 見 積 書

様

見積日 年 月 日

件名:

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

愛知県公立大学法人
愛知県立芸術大学文化財保存修復研究所
愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114
TEL: 0561-76-7611
FAX: 0561-76-7611
E-Mail: bunkazai@mail.aichi-fam-u.ac.jp
担当:

有効期限: 年 月 日

合計金額 ￥0 (税込)

1. 作業費

No.	摘要	数量	単価	金額
			作業費計	￥0

2. 材料費

No.	摘要	数量	単価	金額
			材料費計	￥0

3. その他

No.	摘要	数量	単価	金額
1	間接経費	1 式	0	￥0
			その他計	￥0

小計	￥0
消費税額	￥0

備考

別紙様式 2

年 月 日

愛知県立芸術大学
文化財保存修復研究所長

申請者
住 所
名 称
代表者

受託事業申込書

下記のとおり事業を委託したいので、受託くださるよう申し込みます。

記

- 1 事業題目
- 2 事業内容
- 3 希望する事業完了期限
年 月 日
- 4 事業経費
〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- 5 提供物件等（対象作品、設備備品等）
- 6 その他

以上

【連絡担当者】

住所
所属・氏名
電話

別紙様式 3

受託事業契約書

受託者 愛知県公立大学法人（以下「甲」という。）と委託者 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、甲が乙から委託を受けて行う事業（以下「本受託事業」という。）の実施に関して、次のとおり契約を締結する。

（受託事業内容）

第1条 甲は、本受託事業を次により実施するものとする。

（1）事業題目

（例）●●の修復

（2）事業目的及び内容

（例）甲は、社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、乙所有の●●の修復を行う。

（3）事業期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（4）事業に要する経費

X, X X X, X X X 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（うち直接経費 円）

（うち間接経費 円）

（5）事業実施者

愛知県立芸術大学文化財保存修復研究所

（6）事業実施場所

愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 愛知県立芸術大学

（事業の遂行）

第2条 甲は、本受託事業を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、本受託事業遂行に当たり乙から預かった対象作品等（以下「提供物件」という。）に係る瑕疵、乙の説明・指示の誤り、その他乙の責めに帰すべき事由に起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲に対し、その損害を賠償するものとする。

（第三者への委託）

第3条 甲は、乙の事前の承諾を得ることにより、本受託事業の全部又は一部を、第三者に委託することができる。

2 前項の規定に関わらず、提供物件の材質、技法その他の分析調査に関して、甲は、乙の事前の同意を得ることなく第三者に委託することができる。

(受託事業費の支払)

第4条 乙は、第1条第4号記載の事業に要する経費（以下「受託事業費」という。）を甲が発する請求書にもとづき、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

(受託事業費により取得した設備等の帰属)

第5条 受託事業費により甲が取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物件の管理等)

第6条 甲は、提供物件について、その受け入れの時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

2 提供物件の搬入及び据付け等に要する経費の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、甲の施設内に持ち込まれた提供物件の管理については、甲の規程・規則に従わなければならない。

(事業の中止又は期間の延長)

第7条 甲の事業責任者及び事業担当者の休業・転出等により事業の続行が困難となったとき、又は天災その他事業遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ本受託事業を中止し、又は事業期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(受託事業費の返還)

第8条 甲は、乙から支払われた受託事業費はこれを返還しないものとする。ただし、前条の規定により受託事業を中止する場合において、受託事業費に不用の額が生じたときは、甲は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還することができる。

(受託事業費の追加負担)

第9条 甲は、受託事業の実施中に、受託事業費に不足が生じると認められる場合は、乙と協議し、その不足額を乙に負担させることができる。

(情報の開示)

第10条 乙は、本受託事業に関して乙の有する情報・知識等を、甲の本受託事業遂行に必要な範囲において、甲に開示するものとする。

(事業結果の報告)

第11条 甲は、本受託事業が完了したときには、その結果を乙に通知するものとする。

(提供物件の返還)

第12条 甲は、本受託事業を完了し、又は第7条の規定により中止したときは、提供物件を速やかに乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(検査)

第13条 乙は、甲の履行が完了したときは、14日以内にこれを検査するものとする。

る。

2 乙は、検査の結果を甲が指定する様式により甲に通知するものとする。

(契約上の地位の譲渡等の禁止)

第14条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意なく、本契約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。事業又は営業の譲渡とともにする場合も同様とする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が受託事業費を納付期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

(合意管轄)

第16条 本契約に関する紛争については、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県長久手市茨ヶ廻間1522番3

愛知県公立大学法人

代表者 理事長 氏 名

印

乙 住 所

団体名

代表者 氏 名

印

別紙様式 4

年 月 日

様

愛知県立芸術大学
文化財保存修復研究所長
(名前) (印)

預かり書

受託事業の遂行に必要な下記の対象作品等を預かりました。
対象作品等の返却時には、下部の【返却確認欄】に日付のご記入とご署名の上、
当預かり書を研究所まで提出してください。

名称	数量	備考

【返却確認欄】

預けた上記対象作品等について、返却されたことを確認しました。

年 月 日

(署名) _____

別紙様式 5

年 月 日

愛知県立芸術大学
文化財保存修復研究所長

申請者
住 所
名 称
代表者

検収書

下記については、 年 月 日の検査に合格しました。

記

(1) 事業題目

(例) ●●の修復

(2) 事業目的及び内容

(例) 甲は、社会貢献に資するため、その教育研究活動の一環として、乙所有の●●の修復を行う。

(3) 事業期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(4) 事業に要する経費

X, X X X, X X X 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)

(うち直接経費 円)

(うち間接経費 円)

(5) 事業実施者

愛知県立芸術大学文化財保存修復研究所

(6) 事業実施場所

愛知県長久手市岩作三ヶ峯 1 - 1 1 4 愛知県立芸術大学

以上